

研究ノート

明治七年開成学校・医学校の改称についての一考察 —東京大学前身校の名称と 学制下における文部省の動き—

中 西 啓 太

はじめに

明治一〇（一八七七）年に東京大学へと統合されることになる前身の二校は、およそ三年前の明治七年五月七日、文部省の指示を受け、「東京」を冠して東京開成学校・東京医学校と改称していた。東京大学の前身校の名称変更は大変目まぐるしいが、基本的にその理由は「大学」の設置・廃止、初の教育関連の法規である学制の公布、学制における新しい学校種別の創設など、明瞭であった。対して、東京開成学校・東京医学校への改称ははっきりしない。『東京帝国大学五十年史』や『東京大学百年史』でその理由は検討されておらず、簡単な叙述に留まる¹。天野郁彦の浩瀚な大学史研究でも特に説明されていない²。

しかし、とりわけ東京開成学校は「東京」を冠することに強い反発を見せ、改称指示に対して反対の意見書を文部省に送った点でも特異な事例であったと言える。学校側の強い反発にもかかわらず、なぜ文部省は改称を実行したのだろうか。

校名の変更は些末な問題にも見える。しかし、『東京大学百年史』では、再び明治一〇年二月一九日付で東京開成学校が「東京」を外して「開成大学校」と名乗りたい旨を伺い出たこと、三月二四日付で文部省は右大臣岩倉具視へ「専門学校改称伺」を提出し、東京開成学校の法学・文学・理学の三学科と東京医学校の医学の一学科を並列させ、包括して「東京大学」と称する、と提案したこと、これが四月一二日に実行されたことを挙げ、学校側・政府側の動きの因果関係は実証されていないものの、関連性を推測している³。そのため、偶然の推移にすぎないかもしれないが、前身校の名称問題は、明治初期高等教育の歴史において一定の重要性を持つ可能性がある。

教育史研究においても、管見の限りこの改称の理由を説明した議論は見られない。当該期の学校教育についての研究は、明治五年八月に公布された学制そのものの分析や、小学校段階の实地における実態の掘り起こしが中心である。

たとえば、尾形裕康は学制制定に至るまでの流れや外国からの継受の検討を行っているが、事例分析は小学校段階のみである⁴。また、井上久雄も基本的に小学区・小学校について分析し、法と実体の乖離や、それでも小学区を廃止して行政区に統一したいという地方からの伺いを文部省は認めず、抜本的改革は明治一二年の教育令を待たねばならなかつ

たことを指摘している⁵。大学段階にこれが当てはまるかどうかは重要な論点になるだろう。さらに、竹中暉雄は大学区・中学区・小学区という学制に特徴的な制度のモデルについて、通説のフランスよりもアメリカの方が当てはまる点が多いこと、それでも学区が重層性を持つ点は起草者のオリジナルだと推測できることを示している⁶。モデルの追求よりも日本の状況に基づく動きがあった可能性が示唆される。

以上の研究状況を踏まえると、この改称を検討することは、学制下における小学校よりも上位の教育段階についての文部省の動きを推測する一助ともなるだろう。開成学校の反対理由は意見書で明瞭に示されているが、対して文部省側は何を考えていたのか、文部省が発行した法令や文書を辿ることで推測し、東京大学の前史の中で有効な説明が無い部分について仮説の提示を目指す。

以下、第一節では東京大学の前身校の再編過程を概観し、議論の前提として時系列を確認する。第二節では『法令全書』に基づき、文部省の達や布達を追っていくことで、第三節では東京大学文書館が所蔵する『文部省往復』などに収録された文部省からの文書を追っていくことで、東京大学の前身校をはじめとした学校を文部省がどのように呼称していたかを時系列でたどり、明治七年の名称変更の背景を考察する。

1 東京大学前身校の変遷

東京大学のルーツは、いずれも明治維新に際して新政府が幕府から引き継いだ伝習機関である。すなわち、儒学教育を担っていた昌平坂学問所、洋書の翻訳や外国語教育を担っていた開成所、西洋医学の教育を担っていた医学所である。三校は新政府に引き継がれて後それぞれ昌平学校、開成学校、医学校と改称させられた。

もともと別の機関であったこれら三校は、明治二年六月に大学校へと統合される。同年一二月には大学と改称され、中枢であった昌平学校は大学本校となり、さらに開成学校・医学校は本校から見た校舎の位置から、それぞれ大学南校・大学東校と改称された。しかしよく知られているように、大学本校では国学と漢学の主導権争いが激化して収まらず、最終的に明治四年に廃止される。これにより大学というまとまりも解体され、教育行政の担い手としては代わって文部省が設置された。さらに、大学南校・大学東校はそれぞれ単に南校・東校と改称されている⁷。

文部省が初めて制定した教育の基本法規が、明治五年八月公布の学制である。全国を八の大学区（後に再編して七つ）に分け、さらにその中を中学区・小学区と分けていき、それぞれの学区に大学・中学・小学を設置するという制度であった。しかし、大学については教授する専門的学問が列記されるにとどまり、具体的な構想も、該当する実際の学校もそこには存在していなかった⁸。東京大学の前身校である南校と東校は、幅広い概念であった中学段階に位置付けられ、それぞれ第一大学区第一番中学・第一大学区医学校と改称されている⁹。

学制は誤謬の訂正や改正・条文追加がかなりの規模でくりかえされていく。翌明治六年四月には早々に「専門学校」という区分が新設され、外国人教師から高度な西洋の学問を学ぶ学校と規定された¹⁰。どの学校が「専門学校」に該当するかは布達されていないが、第一大学区第一番中学はまさに外国人教師中心の教育体制の学校であった。そのためか、この学制条文追加に先だち四月一〇日付で開成学校への改称が指示されており¹¹、他の中学とは区別されたのではないかと考えられる。また、第一大学区医学校は改称されていないが、すでにドイツ人教師による専門的な医学教育を充実させていた¹²。

この両校が、翌明治七年五月七日付で東京開成学校・東京医学校と改称されることになる。ここまで駆け足で東京大学の前身校の変遷を概観してきたが、各改称時と異なり、明治七年には法改正や組織改編などが行われたわけではない。加えてこの時の改称指示は、それ以前の改称や東京大学の創立とは異なり、文部省布達の形式で公布されていない。そのため、『法令全書』にも掲載されておらず、文部省から受け取った開成学校側の史料群に残されているのみである¹³。なぜ前後の改称とは異なる処理がなされたのだろうか。

この改称に反発した開成学校の意見書では、「東京」の二字を不要とする理由を二点あげている。第一に、「開成学校」は固有名詞であり、普通名詞たる「医学校」とは異なり地名や学区を記載しなくとも他の学校と混同されないこと、第二に、開成学校は国内第一等の学校であるため海外にもその名は響いているとし、外国人でも東京にあることを知っているということ¹⁴。明治一〇年に再度改称を伺い出た際も、同様の理由を述べている。

これほどの反発を受けながら、なぜ文部省は「東京」を冠するよう指示したのだろうか。まず、文部省が東京開成学校・東京医学校への改称を指示した文書を手掛かりとしたい。その文面は、次のような簡単なものに過ぎない。

第一大学区

開成学校

其校名自今東京開成学校ト相称シ、諸伺届等ニ至ル迄学区ノ別記載ニ不及候、此旨相達候也

明治七年五月七日

文部卿木戸孝允

この簿冊の次のページには、まったく同文の医学校に対する改称指示が「写」として綴られている¹⁵。

短い文面の中で注目したいのは、改称を指示しているだけでなく、「学区ノ別」、つまり、学制が規定している大学区の番号も、今後各種書類に記載しなくてよいと達している点である。なぜ校名だけでなく学区記載についても言及しているのだろうか。この点は両校の改称の背景を探る手掛かりになるとともに、先行研究ではほとんど小学校段階に関心が集中している学制の実際の運用状況を考察する材料にもなると考えられる。そこで、次節以降は文部省が発した文書をたどり、その意図を考察する。

2 文部省布達における呼称

本節では、文部省が省としての命令を発した布達や達などを時系列で追い、開成学校や医学校、あるいは東京以外にも存在した類似する学校の呼称の変遷を検討する。史料として、布達類を出し手の省ごとに整理して毎年編纂される『法令全書』を用いる。以下、『法令全書』を参照している場合は出典註を割愛する。

まず、明治五年八月の学制公布に合わせ、八月三日付「文部省第一六号」によって東京大学の前身校を含む全国の四つの学校に改称が指示された。その文面は、

東校
右第一大学区医学校ト改称
南校
右第一大学区第一番中学ト改称
大阪 開成所
右第四大学区第一番中学ト改称
長崎 廣運館
右第六大学区第一番中学ト改称

と、学制の規定に合わせ、既存の学校を各大学区の医学校・中学と改称するものであった。さらに八月一八日付「文部省第一九号」では、同じ文面で、大阪・長崎の医学校がそれぞれ第四大学区・第六大学区医学校へ、「一ツ橋御門外」の洋学第一校が第一大学区第二番中学へと改称されている。

これらの学校に宛てた発信の『法令全書』における初出は、番号を付さず九月七日付で医学校に対して「変則教授」の廃止を命じたものだが、その宛先は「第一大学区医学校へ」とある。さらに、九月二八日付として掲載された「揭示文」は「第一大学区第一番中学生徒へ」という表記であり、一〇月二日付「番外」の「第四大学区医学校相廃候」という記述や、翌一〇月三日付の宛先が「第四大学区第一番中学へ」と表記されていることなど、要するにこの学制公布直後の時期は、大学区と校名のみを表記し、地名の表記をしていない点に特徴がある。

ただし、一点のみ地名が表記されている例外として、一〇月二二日付「番外」があげられる。これは宛先が「大阪長崎中学へ」と地名による中学名表記である。本文には職名や人数、月給額などが列記されている史料で、第四大学区第一番中学と第六大学区第一番中学に宛てたものだと考えられる。ただし、ここでも末尾には「第一大学区第一番中学ヲ除クノ外各区一般右ヲ程度トシ」という記述があり、東京という地名は登場しない。

当時はまだ廃藩置県後の統廃合が進行中で現在よりも狭い県域の例が多いが、それでも学制が定めた大学区は、最少で石川県を中心とした第三大学区の六県、最多で東京府を中心とした第一大学区の一四県と、多くの府県で構成されていた。それでも、所在地名を表記せず学区名の表記のみに留めている例がほとんどであったことから、学制公布直後だけ

あってその規定に忠実な表記を行っていたことがうかがえる。しかし、関連する法改正が無いにもかかわらず、この表記法は早くも翌年には変化が見られる。

明治六年に入ってもしくはばらくは学区名と校名しか表記されていない例が続く¹⁶が、入学志願者を募集した三月二三日付「文部省第三二号」で初めて「第一大学区東京第一番中学」と地名を含めた表記が現れる。この明治六年三月から四月は表記の変化の過渡期と言え、興味深い表記例が見られる。医学校の本科・予科の別や規則などを示し、志願者を募集した三月二八日付「文部省第三六号」では、「第一大学区医学校」の下に割注で「東京ニ在ル」と付されている。また、試験時間表を示した四月一七日付「文部省第四七号」では、「第一大学区」と「医学校」の間に割注で「東京」と書き込まれている。これらの例から、まずは校名変更の志向ではなく、所在地を明確にする意図で地名表記が加わったことが示唆される。

用例が入り混じっている同年八月一九日付「文部省第一一一号」から、表記の意図を考えてみよう。これは、「今般第三大学区大阪府及ヒ第七大学区宮城県下仙台ニ於テ小学師範学校設立」として志願者を募集した布達である。まずこの学区名と地名の併記は、新設する師範学校の所在地を明確にする用法だと言える。続いて、志願者は「第三第四第五大学区各府県ニ於テハ各三名ヲ限り大阪府師範学校へ差出シ第六第七大学区各県ニ於テハ各五名ヲ限り宮城県師範学校へ差出ス可ク」とされており、各府県が含まれる大学区と志願先や人数との関係が説明されている。第三～第五大学区はおおむね関西以西、第六・第七大学区は東北地方や現在の長野県北部、新潟県・富山県などが含まれる。新設の師範学校がカバーするエリアを示すために学区が用いられていると言える。ただし、末尾に付された入学志願書の雛形には府県名以下の住所表記しかなく、学区という語は一切使われていない。以上を踏まえると、まずやはり地名を記す場合は学校所在地の明確化という目的があり、逆に言えば学区表記のみで所在を認識することの困難がうかがえるのではないか。そして、志願者の受け入れ地域という文部行政上の整理には学区表記は有効だったとうかがえるものの、志願者側に区分けの理解までを求めてはいなかったことも示唆される。

明治六年後半にはさらに変化した事例が現れる。一二月二九日付「文部省第一三四号」として発せられた入学者募集では、「今般東京開成学校同外国語学校」と表記され、また一二月一七日付「文部省第一四一号」として発せられた「官費生規則」の条文では「東京開成学校」や「東京医学校」と表記されている。特に後者の「官費生規則」には長い条文が付されているが、「学区」という語は一切使われていない。また、前者も先に見た第一一一号とは異なり志願者の居住地に制限は示されておらず、「学区」という語は登場しない。

ただし、この表記は原則になったわけではないようで、明治七年に入ると、入学試験などについて布達した一月二〇日付「文部省第一号」から一月三十一日付「文部省第三号」までは、志願者の居住地に学区による制限などは無いにもかかわらず、「第一大学区東京開

成学校」や「第一大学区東京医学校」と学区名・地名・校名を並べる表記がされている。ただし、このうち開成学校などの学内試験の日程を告知した第三号では、呼び掛け文では学区名・地名・校名を並べているが、試験日程の一覧では「開成学校」「外国語学校」と校名のみである。他方、二月二三日付「文部省第六号」では、「第一大学区東京開成学校中製作学教場相設教則等別紙ノ通相定候」と書き出されるものの「別紙」では「東京開成学校内製作学教場」と地名のみの表記になっており、まちまちであった。しかし、次第に地名の表記が増加していることはうかがえる。

そして、明治七年五月七日付をもって開成学校・医学校両校へ「東京」を付す改称が指示される。しかし、先述のようにこの改称指示は文部省布達として法令番号が付されたものではなく、『法令全書』にも採録されていない。それだけでなく、理由は詳らかにし得ないが、明治七年には本節で行った分析を可能とするような『法令全書』内でのこれら学校名の登場が極端に少なくなっていく。そこで、節を改め、開成学校から伝来した史料を用い、文部省からの文書で同校がどのように呼称されているかを見ていきたい。

3 文部省から開成学校に宛てた文書の呼称

東京大学文書館に所蔵されている史料群には、『文部省往復』というシリーズがある。明治四年の文部省設置以来の往復文書を綴ったもので、前身校については基本的に開成学校系列の簿冊が伝来している¹⁷。文部省からの指示や大学側からの伺いと回答などが綴じられているが、今回は文部省側からの呼称の変遷をたどることが目的であるため、文部省からの達が中心の『文部省往復 明治七年 甲』という簿冊を取り上げる¹⁸。冒頭の目次によると、「文部省達之部」として「外国人ニ関スル件」「諸員進退ノ件」「雑事」が編纂されている¹⁹。

分析対象としたすべての文書の一覧を示す紙幅は無いため、区切りになる時期を示し、整理を行う。まず、明治七年の文書は一月八日付のものから始まるが、基本的に宛名表記は「開成学校」か、学区名で改行した「第一大学区／開成学校」という表記に限られる。以下、「／」は改行を示す。

しかし、校名改称よりも二か月以上前、二月二五日付の「吉武樗本校出勤ノ件」において初めて「東京開成学校」宛と表記された文書が現れる²⁰。また、三月四日付の「外国人ニ関スル件」に含まれる「米人クラルク出京旅費交付ノ件」²¹と、同日付の「雑事」に含まれる「本校蔵版書籍文部省へ一部ツ、進達ノ件」²²では、初めて地名で改行した「東京／開成学校」という表記が登場する。ただし、これらの表記が登場して以降も学区名を含む「第一大学区／開成学校」や単に「開成学校」という表記は混在している。なお、なぜか「第一大学区開成学校」と改行せずに表記するパターンは、この簿冊では見出されない。

傾向をつかむため、「東京開成学校」表記の初出である二月二五日を境として、その前後でそれぞれの表記が何件あるかを表1として整理した。

表1 『文部省往復 明治七年 甲』宛先表記整理 (単位：件)

宛先表記	明治7年1月8日 ～2月24日		2月25日～ 5月7日	
第一大学区／開成学校	26	70%	6	14%
開成学校	11	30%	7	17%
東京／開成学校	0	0%	10	24%
東京開成学校	0	0%	19	45%
計	37		42	

出典：前掲『文部省往復 明治七年 甲』より作成。

註1：宛先表記の「／」は改行を意味する。

註2：宛名が「第一大学区／諸学校」や「営繕課」などとなっている、いくつかの学校へまとめて送った文書やより細かい部署への文書は含めていない。

まず、「東京」表記の初出以前は、過半数が「第一大学区／開成学校」と学区名を含んでいた。しかし、二月二五日以降ではこれは最も少ない表記例となり、「東京」を含む表記が過半となる。「東京開成学校」表記と、改行した「東京／開成学校」表記の違いは明確ではない。しかし、仮に後者を東京に存在する開成学校の意と考え、単なる「開成学校」表記と合計したとしても、「東京開成学校」表記の方が多い。

先述のように、東京開成学校・東京医学校への改称には、今後学区を記さなくてよいという指示も含まれていた。『文部省往復』で二月二五日以降に「第一大学区」という表記例が少ないのは、一面では、師範学校などと異なり同一の種別の学校がほとんど無く、志願者を学区で分ける意義が薄いことを反映し、学区表記を不要としたのかもしれない。

しかし、合わせて考慮を要するのが、この『文部省往復』に含まれる四月一七日付「直轄学校名称改定ノ件」²³である。これは「東京開成学校」に宛てて「直管学校名称別紙之通り相定候」と達したもので、「別紙」によると、各地の「外国語学校」「師範学校」に所在地名を付している。「仙台」や「名古屋」ではなく「宮城」や「愛知」が冠されていることから、所在地の府県名を付す改称と言える。外国語学校や師範学校は開成学校・医学校とは異なる種別だが、一斉に府県名を付したのは、両校の改称と同じ文脈にあるのではないか。

これらの学校の改称と、東京開成学校・東京医学校への改称には、法令番号を付された文部省布達ではなく、したがって『法令全書』には採録されていないという共通点もある。これと対照的なのは、大阪の開明学校と長崎の廣運学校の再改称である。この二校は、すでに見たように学制公布時に各大学区的第一番中学となり、明治六年の「専門学校」新設に際して開明学校・廣運学校と改称された²⁴。さらに両校は直轄学校改称の翌日、「文部省布達第一六号」によりそれぞれ大阪外国語学校・長崎外国語学校と再改称された。明治

六年の「専門学校」規定新設の際、同時に追加された条文の一つである学制第一九五章では「外国語学校ハ外国語学ニ達スルヲ目的トスルモノニシテ専門学校ニ入ルモノ或ハ通弁等ヲ学ハント欲スルモノ此校ニ入り研業スヘシ」と定められており、外国語学校と専門学校は明確に別の区分であった。つまり、明治七年四月一八日付の開明学校・廣運学校の大阪・長崎外国語学校への改称は、学校種別の変更に基づくものであった。逆に、直轄学校や開成学校・医学校の改称は府県名を付しただけで学校種別を変更していないため、文部省布達として公布せず、関係諸学校への通達のみで処理したのではないか。

以上のように、本稿の主題である東京開成学校・東京医学校への改称は、基本的には、府県名を冠するという他の学校も同時期に行っていた処理の一環であったと考えることができる。既述のように、開成学校はこの改称に反対するが、文部省はこれを聞き届けなかった。これ以降、本節で分析に用いた『文部省往復』に収録されている史料を見ると、例外なく「東京開成学校」宛で文部省からの文書は届いている。

おわりに

本稿は、明治七年五月七日に行われた東京開成学校・東京医学校への改称という、先行研究では理由を説明できていない出来事を取り上げた。

『法令全書』や『文部省往復』に登場する開成学校や医学校などの名称を時系列で追ったことで、明治七年における開成学校・医学校の改称は、府県名を冠するという他の文部省直轄学校も含めて進みつつあった処理の一環であったという仮説を示すことができた。これらの改称は、専門学校から外国語学校へと転換した大阪の開明学校・長崎の廣運学校の改称が文部省布達で行われたのとは異なり、『文部省往復』に史料が残されているのみであった。つまり、学校としての種別を変更していないと文部省は考えていたことがうかがえる、非常に単純な改称だったのである。それにもかかわらず、文部省は開成学校側の反対を聞き届けなかった。

文部省が反対を押し切った理由は、第二節・第三節で見てきたように、学制公布翌年というかなり早い段階から地名を表記する方向に舵を切りつつあったことがあげられるだろう。教育史が具体例として取り上げることが多かった小学校段階は一定数が実際に開設されたため、こうした問題は浮上しなかったのかもしれないが、上位の教育段階においては設置校数も少ないため、広域となる学区表記だけでは明確に所在地を把握しにくかった可能性がある。開成学校が「東京」を冠することに反対した際、事実かどうかは別として外国人にも東京にあることはよく知られているから不要であると論じた点も、所在地を明確化するための地名表記のフェードインという文脈を踏まえた反論だったのかもしれない。

以上述べてきたように、明治七年の改称では地名を付して所在地を明確にする全体の志向が影響していたとすると、このことが、後に東京開成学校・東京医学校を統合した校名に「東京大学」が選ばれることにもつながる可能性は今後検討すべき課題だろう。明治

一〇年にも東京開成学校は「東京」を不要とし、「開成大学校」への改称を意見する。「開成」の名称は幕府のもとの開成所に淵源し、改称反対の意見書でも「開成」が固有名詞である点は強く主張されるが、それにも関わらず明治一〇年に「東京大学」という単なる地名表記の校名が採用される。本稿の分析によれば、先立つ時期、文書内での所在地名の表記や、一斉に府県名を冠する改称の実施という経験が重ねられていた。これを背景に、学制の下で初めて大学が創設されるにあたり、「東京」に所在する「大学」段階の学校の意で名付けられることになった可能性はあるのではないだろうか。

本稿が示したのはあくまでも傍証を連ねた仮説に過ぎないが、文部省の考えを推察するにあたり、『文部省往復』などに収録されている史料を外形的に捉えることが、一定の有効性を持つことも示されただろう。東京大学創立に至る過程の検討にも同様の分析が有効かどうか、今後の研究課題としたい。

註

- 1 東京帝国大学編『東京帝国大学五十年史 上巻』東京帝国大学、一九三二年および東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史一』東京大学、一九八四年参照。
- 2 たとえば、天野郁彦『大学の誕生 上』（中央公論新社、二〇〇九年）二六頁では名称が変わったことを述べるのみである。
- 3 前掲『東京大学百年史 通史一』四一一～四一七頁など参照。
- 4 尾形裕康『学制実施経緯の研究』校倉書房、一九六三年参照。
- 5 井上久雄『学制論考』風間書房、一九六三年（一九九一年の増補版を参照）。特に指摘部分は二〇五～二〇六頁。
- 6 竹中暉雄『明治五年「学制」』ナカニシヤ出版、二〇一三年、第三章参照。
- 7 前掲『東京大学百年史 通史一』八五～一五四頁参照。
- 8 明治五年八月二日付「太政官第二四号」（学制）。以下、法令の条文については特に断らない限り各年の『法令全書』を参照。
- 9 明治五年八月三日付「文部省第一六号」参照。南校・東校の改称のほか、大阪の開成所を第四大学区第一番中学、長崎の廣運館を第六大学区第一番中学へ改称している。
- 10 明治六年四月二八日付「文部省第五七号」（学制二編追加）参照。
- 11 明治六年四月一〇日付「文部省第四三号」参照。
- 12 前掲『東京大学百年史 通史編一』三五九～三六一頁参照。
- 13 「本校名改正ノ件」『文部省往復 明治七年 甲』東京大学文書館所蔵文書 S0001/Mo009 /0171。
- 14 同前所収の開成学校側の意見書を参照。
- 15 同前所収の文部省側からの達。以下、史料引用の際には旧字体などは適宜当用のものに直し、句読点を補った。
- 16 明治六年二月一九日付「文部省第一七号」の入学取り消しは「第一大学区第二番中学」、二月二八日付「文部省第二〇号」の退校処分者が入学していた状況の取締りと他校への入学禁止は「第一大学区第一番中学」、三月九日付「文部省第二六号」の入学取り消しと三月一八日付「文部省第二九号」の入学試験の告知は「第一大学区第一番中学」とのみ表記され、東京に所在する第一大学区第二番

中学を第一大学区獨逸学教場と改称した三月八日付「文部省第二五号乙」も含め、府県名の記載は無い。

- 17 中野実『『文部省往復』について』『東京大学史料室ニュース』第二号、一九八八年参照。
- 18 この時期の『文部省往復』は文部省から送られてきた文書の形式でまず分類編纂されている（前掲中野『『文部省往復』について』参照）ため、この簿冊を集中的に取り上げれば本稿の目的に適した分析が可能だと考えられる。
- 19 前掲『文部省往復 明治七年 甲』。なお、この簿冊にはさらに続けて「准允之部」が収録されているが、開成学校側からの文部省への問い合わせの控えが中心であるため、文部省側の呼称をたどる今回の分析には合わない判断し対象としなかった。
- 20 「吉武樗本校出勤ノ件」前掲『文部省往復 明治七年 甲』東京大学文書館所蔵文書 S0001/Mo009/0077。
- 21 「米人クラルク出京旅費交付ノ件」同前 S0001/Mo009/0012。
- 22 「本校蔵版書籍文部省へ一部ツゝ進達ノ件」同前 S0001/Mo009/0151。
- 23 「直轄学校名称改定ノ件」同前 S0001/Mo009/0163。
- 24 明治六年四月二三日付「文部省第五四号」で「第三大学区 大阪第一番中学 自今開明学校ト相称候事」と、同年五月四日付「文部省第六二号」で「第五大学区 長崎 第一番中学 自今廣運学校ト相称候事」と改称が実行されていた。

（なかにし けいた 東京大学文書館）